

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和８年６月１８日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 土生人事官 菅原人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官
(説明員) (給与局)
本田給与第三課長

議 題

人事院規則 9－17（俸給の特別調整額）等の一部改正について

議事の概要

- 議題「人事院規則 9－17（俸給の特別調整額）等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 9—17（俸給の特別調整額）等の一部改正について

令和 8 年 6 月 18 日
給 与 局

【改正内容】

令和 8 年 7 月の組織改正等に伴い、以下の人事院規則の一部改正を行う。

1 人事院規則 9—17（俸給の特別調整額）

俸給の特別調整を行う官職等を定めた別表第 1 について、以下の改正を行う。

(1) サイバー通信情報監理委員会

令和 8 年 4 月 1 日に新設されたサイバー通信情報監理委員会について、今後、行政職俸給表（一）10 級の職員が次長の官職を占める可能性があることから、次長を I 種として規定する。

(2) 環境省

令和 8 年 7 月 1 日付けで地方環境事務所が地方環境局に改められること（以下「環境省に係る組織改正」という。）に伴い、組織欄を改正するとともに、局長を I 種として規定する。

(3) 厚生労働省

国立障害者リハビリテーションセンター研究所に総括研究官が新設されることに伴い、総括研究官をⅢ種として規定する。

2 人事院規則 9—30（特殊勤務手当）

環境省福島地方環境事務所に所属する職員が、特定の事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事したときは、用地交渉等手当を支給することとしている。（第 27 条の 2 第 1 項第 1 号）

今般の環境省に係る組織改正に伴い、同号の規定について所要の改正を行う。

3 人事院規則 9—55（特地勤務手当等）

特地勤務手当を支給する官署に係る官署名、所在地及び級別区分を定めた別表について、以下の改正を行う。

(1) 国土交通省

福岡空港事務所において、奄美空港における飛行場管制業務のリモート提供に向け奄美分室準備室が新設される。

当該官署は 4 級地に該当するため、新たに 4 級地官署として指定する。

(2) 環境省

環境省に係る組織改正に伴い、名称変更される 18 官署の官署名を改正する。

4 人事院規則 9—123（本府省業務調整手当）

金融庁に次長が新設されることに伴い、本府省業務調整手当の支給対象となる組織に次長が含まれることを明確化するための改正を行う。

5 人事院規則 11—11（管理監督職勤務上限年齢による降任等）

(1) 管理監督職から除かれる官職（第3条）

環境省に係る組織改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象から除外する官職について所要の改正を行う。

(2) 特定管理監督職群を構成する管理監督職（第12条）

環境省に係る組織改正及び官職名の変更に伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例の対象とする官職について所要の改正を行う。

【公布日・施行日】

上記1(3)及び4以外は、いずれも令和8年7月1日公布・同日施行

上記1(3)は、厚生労働省の組織改正の日に公布・同日施行

上記4は、金融庁の組織改正の日に公布・同日施行

以 上

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一七―一七七

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

別表第一（第一条関係）

一〇九（略）

十 サイバー通信情報監理委員会

事務局		組 織
(略)	課長 次長	官 職
(略)	一種	区 分

十一〇四十二（略）

四十三 環境省

地方環境局		(略)	組 織
次長	局長	(略)	官 職
二種	一種	(略)	区 分

別表第一（第一条関係）

一〇九（略）

十 サイバー通信情報監理委員会

事務局		組 織
(略)	課長 (新設)	官 職
(略)	一種	区 分

十一〇四十二（略）

四十三 環境省

所	地方環境事務	(略)	組 織
		(略)	官 職
次長	所長	(略)	区 分

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

四十四・四十五 (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)
四十四・四十五 (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年〇月〇日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一七―一七八

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第一（第一条関係）				別表第一（第一条関係）			
一〇二十八（略）				一〇二十八（略）			
二十九 厚生労働省				二十九 厚生労働省			
組	織	官	職	組	織	官	職
区 分				区 分			

三十～四十五	(略)	国立障害者リハビリテーションセンター研究所	総括研究官	部長	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		三種	(略)	(略)
三十～四十五	(略)	国立障害者リハビリテーションセンター研究所	(新設)	部長	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		三種	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―三〇―一一四

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用地交渉等手当） 第二十七条の二 用地交渉等手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に定める事業に必要な土	（用地交渉等手当） 第二十七条の二 用地交渉等手当は、次の各号に掲げる職員が当該各号に定める事業に必要な土

地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務で人事院が困難であると認めるものに従事したと
きに支給する。

一 内閣府沖縄総合事務局、農林水産省地方農政局の事務所若しくは事業所、国土交通省地方整備局、北海道開発局開発建設部若しくは地方航空局又は環境省福島環境局に所属する職員（人事院の定める職員を除く。） 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第一号から第三号の二まで、第十号、第二十号の二、第十二号若しくは第二十七号の二

地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）の業務で人事院が困難であると認めるものに従事したと
きに支給する。

一 内閣府沖縄総合事務局、農林水産省地方農政局の事務所若しくは事業所、国土交通省地方整備局、北海道開発局開発建設部若しくは地方航空局又は環境省福島地方環境事務所に所属する職員（人事院の定める職員を除く。） 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第一号から第三号の二まで、第十号、第十号の二、第十二号若しくは

に掲げる道路、ダム、飛行場等若しくは都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園に関する事業又はこれらの事業に関連する事業（同号に掲げる施設に関する事業又はこの事業に関連する事業にあつては、人事院の定めるものに限る。）

二（略）

2（略）

第二十七号の二に掲げる道路、ダム、飛行場等若しくは都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園に関する事業又はこれらの事業に関連する事業（同号に掲げる施設に関する事業又はこの事業に関連する事業にあつては、人事院の定めるものに限る。）

二（略）

2（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五五―一五七

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第一条―第四条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される特	別表第一（第一条―第四条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される特

地官署

北海道					府県		都道		
(略)					所在地				
(略)					官署				
四級地					期間	以外の	(冬期	区分	級別
四級地						期)	(冬	区分	級別

地官署

地官署									
北海道					府県		都道		
(略)					所在地				
(略)					官署				
四級地					期間		以外の		級別
四級地					期)		(冬		級別

地官署

福島県		(略)	青森県								
南会津郡	(略)	(略)	(略)	四八六	湖畔休屋	字十和田	大字奥瀬	十和田市	(略)	(略)	(略)
関東環境	(略)	(略)	(略)	理事務所	立公園管	八幡平国	局十和田	東北環境	(略)	(略)	(略)
四級地	(略)	(略)	(略)					二級地	(略)	(略)	
四級地	(略)	(略)	(略)					三級地	(略)	(略)	

福島県		(略)	青森県								
南会津郡	(略)	(略)	(略)	四八六	湖畔休屋	字十和田	大字奥瀬	十和田市	(略)	(略)	(略)
関東地方	(略)	(略)	(略)	理事務所	立公園管	八幡平国	所十和田	環境事務	東北地方	(略)	(略)
四級地	(略)	(略)	(略)					二級地	(略)	(略)	
四級地	(略)	(略)	(略)					三級地	(略)	(略)	

東京都				群馬県				(略)	
(略)				八五の一	半瀬三八	鎌田字下	品村大字	利根郡片	(略)
(略)				(略)				(略)	(略)
町	父島字西	小笠原村	関東環境	局小笠原	自然保護	官事務所	局片品自	関東環境	(略)
六級地				一級地				(略)	(略)
六級地				二級地				(略)	(略)

東京都				群馬県				(略)	
(略)				八五の一	半瀬三八	鎌田字下	品村大字	利根郡片	(略)
(略)				(略)				(略)	(略)
町	父島字西	小笠原村	関東地方	環境事務	所小笠原	自然保護	環境事務	関東地方	(略)
六級地				一級地				(略)	(略)
六級地				二級地				(略)	(略)

(略)						新潟県			
(略)	(略)	佐渡市新 穂正明寺 一二七七				(略)	(略)		
(略)	(略)	事務所	然保護官	局佐渡自	関東環境	(略)	(略)	伊豆諸島	管理官事
(略)	(略)					二級地	(略)		
(略)	(略)					二級地	(略)		

(略)						新潟県			
(略)	(略)	佐渡市新 穂正明寺 一二七七				(略)	(略)		
(略)	(略)	事務所	然保護官	所佐渡自	環境事務	関東地方	(略)	伊豆諸島	理事務所
(略)	(略)					二級地	(略)		
(略)	(略)					二級地	(略)		

											石川県
島根県							(略)				
(略)							(略)				
五							(略)	の			
城北町五							(略)	峰ホ二五			
岐の島町							(略)	局白山自			
環境局大							(略)	然保護官			
中国四国							(略)	事務所			
立公園管							(略)				
山隠岐国							(略)				
理事務所							(略)				
隠岐管理							(略)				
二級地							(略)				
二級地							(略)				

											石川県
島根県							(略)				
(略)							(略)				
五							(略)	の			
城北町五							(略)	峰ホ二五			
岐の島町							(略)	環境事務			
中国四国							(略)	所白山自			
地方環境							(略)	然保護官			
事務所大							(略)	事務所			
山隠岐国							(略)				
立公園管							(略)				
理事務所							(略)				
二級地							(略)				
二級地							(略)				

								長崎県	(略)
								(略)	(略)
浜町二の	五島市東	(略)	(略)	五六の五	西里二九	県町佐護	対馬市上	(略)	
局五島自	九州環境	(略)	(略)	事務所	然保護官	局対馬自	九州環境	(略)	官事務所
		二級地	(略)					四級地	(略)
		二級地	(略)					四級地	(略)

								長崎県	(略)
								(略)	(略)
浜町二の	五島市東	(略)	(略)	五六の五	西里二九	県町佐護	対馬市上	(略)	
環境事務	九州地方	(略)	(略)	事務所	然保護官	環境事務	九州地方	(略)	官事務所 隠岐管理
		二級地	(略)					四級地	(略)
		二級地	(略)					四級地	(略)

[illegible]

	(略)		一の一
大分県 (略) 玖珠郡九重町大字 田野二六〇の二	(略)		
九州地方環境事務所阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 くじゅう管理官事	(略)	事務所然保護官	所五島自
二級地	(略)		
二級地	(略)		

県		鹿児島						宮崎県	
利町大字	奄美市笠	(略)	九五の五 末永一四 えびの市					(略)	
事務所奄	福岡空港	(略)	官事務所	びの管理	事務所え	公園管理	江湾国立	局霧島錦	九州環境
	四級地	(略)						(略)	一級地
	四級地	(略)						(略)	一級地

県		鹿児島						宮崎県	
(新設)		(略)	九五の五 末永一四 えびの市					(略)	
(新設)		(略)	官事務所	びの管理	事務所え	公園管理	江湾国立	所霧島錦	環境事務
	四級地	(略)						(略)	一級地
	四級地	(略)						(略)	一級地

二
(略)

別表第二(第四条関係)

一 一年を通じて特勤勤務手当に準ずる手当が

支給される準特地官署

都道	府県	(略)	山形県	(略)
所在地	(略)	酒田市草津字湯ノ	台七一の一	(略)
官署	(略)	東北環境局鳥海南	麓自然保護官事務所	(略)

二
(略)

別表第二(第四条関係)

一 一年を通じて特勤勤務手当に準ずる手当が

支給される準特地官署

都道	府県	(略)	山形県	(略)
所在地	(略)	酒田市草津字湯ノ	台七一の一	(略)
官署	(略)	東北地方環境事務	所鳥海南麓自然保 護官事務所	(略)

備考 (略)

二 冬期に限り特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道	府県	北海道	備考
所在地		上川郡上川町中央	(略)
		町六〇三	(略)
官署		北海道環境局大雪	(略)
		山国立公園管理事務所	(略)

備考 (略)

二 冬期に限り特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道	府県	北海道	備考
所在地		上川郡上川町中央	(略)
		町六〇三	(略)
官署		北海道地方環境事	(略)
		務所大雪山国立公園管理事務所	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年〇月〇日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一二三―四七

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（国の行政機関の内部部局） 第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に	（国の行政機関の内部部局） 第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に

掲げる組織とする。

一〇十二（略）

十三 金融庁の内部部局（金融国際審議官及び

次長を含む。）

十四〇四十七（略）

掲げる組織とする。

一〇十二（略）

十三 金融庁の内部部局（金融国際審議官を含

む。）

十四〇四十七（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一一―一一―七

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（管理監督職から除かれる官職） 第三条 法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不適当と認めら	（管理監督職から除かれる官職） 第三条 法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不適当と認めら

れる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一〇九 (略)

十 地方環境局の国立公園調整官

一一〇 十四 (略)

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

一〇九 (略)

十 環境省の内部部局等の特定管理監督職群

環境省の内部部局の千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理

れる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一〇九 (略)

十 地方環境事務所の国立公園調整官

一一〇 十四 (略)

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

一〇九 (略)

十 環境省の内部部局等の特定管理監督職群

環境省の内部部局の千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理

事務所長並びに環境調査研修所の庶務課長及び国立水俣病総合研究センター総務課長並びに地方環境局の総務課長、資源循環・災害廃棄物対策課長及び環境対策課長並びに人事院が定める官職

十一 福島環境局の特定管理監督職群 福島環境局の廃棄物対策課長及び調整官（人事院が定める官職に限る。）並びに支所長

十二 地方環境局の特定管理監督職群 地方環境局の国立公園課長、野生生物課長、自然環境整備課長及び統括自然保護企画官

事務所長並びに環境調査研修所の庶務課長及び国立水俣病総合研究センター総務課長並びに地方環境事務所の総務課長、資源循環課長及び環境対策課長並びに人事院が定める官職

十一 福島地方環境事務所の特定管理監督職群 福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び調整官（人事院が定める官職に限る。）並びに支所長

十二 地方環境事務所の特定管理監督職群 地方環境事務所の国立公園課長、野生生物課長、自然環境整備課長及び統括自然保護企画官

附 則

この規則は、公布の日から施行する。